るおそれのないものにあつては、この限りでない。	
8　［略］	6　［略］
9．石油ストーブ　1～11　［略］	9．石油ストーブ　1～11　［略］
12　自然通気形のものにあつては、遠隔操作（器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。）を行うことができないものであること。	［新設］
13　遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。	［新設］
14　［略］	12　［略］
10．［略］	10．［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行後に製造され、又は輸入された石油給湯器、石油ふろがま及び石油ストーブに係る技術上の基準については、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。